

## 米国内他州からニューヨーク州への移動に関する新たな規則について（11月4日適用開始）

昨10月31日、クオモ・ニューヨーク州知事は、米国内の他州からニューヨーク州への移動について、11月4日（水）から以下のとおり新しい規則を適用すると発表しましたので、ご留意願います。

ただし、今回の規則についてニューヨーク州の隣接州（contiguous states）は対象外となっています。

### 1 11月4日から適用される新規則

#### （1）ニューヨーク州以外の州に24時間以上滞在した者

以下の規則に従った場合、ニューヨーク州到着後の14日間の自主隔離が免除されます。

- ニューヨーク州への移動前3日以内に新型コロナウイルスの検査を受けて陰性であること
- ニューヨークに到着後は3日間の自主隔離をすること（ニューヨーク州に到着した際にトラベラー・ヘルス・フォームを提出。）
- 到着後4日目に再度検査を受けて陰性が確認されること

#### （2）ニューヨーク州以外の州に24時間以内の滞在をした者（ニューヨーク州在住者を含む）

- ニューヨーク州に移動する前に新型コロナウイルスの検査を受ける必要はない。また、ニューヨーク州到着後の自主隔離も不要。
- ニューヨーク州に到着した際にトラベラー・ヘルス・フォームを提出し、到着後4日目に新型コロナウイルスの検査を受け陰性であることを確認する。

（3）上記（1）及び（2）について、ニューヨーク州内の地方政府の保健当局は検査結果を確認した上で、結果が陽性の場合には、必要に応じて隔離指示と接触者の追跡調査を実施する。

（4）トラベラー・ヘルス・フォームは以下のサイトで確認できます。なお、航空機で移動される場合は機内において様式が配布されることとなっています。

<https://forms.ny.gov/s3/Welcome-to-New-York-State-Traveler-Health-Form>

（5）NY市近郊の検査会場については次のサイトでご確認になれます。

<https://www1.nyc.gov/site/coronavirus/index.page>

<https://www.citymd.com/news/covid-19-testing-update>

## 2 罰金

違反者には罰金が科されることがあり得ます。NY 州は、対象州から NY 州へ移動する者に連絡先等の情報を提供することを求めており、提供しない場合や自主隔離に従わない場合には2000ドル(最大1万ドル)の罰金が科されることがありますのでご注意ください。

## 3 ニューヨーク州のサイト

<https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>

\*\*\*\*\*

- 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています(本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います)。
- 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いたします。
- 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。  
緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。  
以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館  
[299 Park Avenue](https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/), 18th Floor, New York, NY 10171  
[TEL:\(212\)-371-8222](tel:(212)371-8222)

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

\*\*\*\*\*